

実践女子大学が独自に給付型奨学金 困窮学生に1人8万円支給へ 20日から申請受付開始

実践女子大学（東京都日野市、学長：城島栄一郎）は、新型コロナウイルス感染拡大（コロナ禍）を受け、独自に給付型奨学金「緊急時対応修学支援金」を創設しました。経済的に困窮する在学生に対して1人8万円を支給します。5月20日から申請受付を開始しています。

緊急時対応修学支援金は、実践女子大学の大学生や短期大学部生、大学院生のうち、2019年の世帯の年収（給与収入）・給与以外の年間所得が一定の基準をクリアした家庭を対象にします（家計基準）。

■ 国の給付奨学金に準じ「収入」で審査！成績は問わず！

同奨学金の支給審査に際しては、文部科学省が給付型奨学金に関して2020年4月から施行した「高等教育の修学支援新制度」を参考にしました。支給を受けるには、新制度で「家計」「学業成績」の2つある基準のうち、「家計」基準をクリアする必要があります。また、国の奨学金の審査では「学業成績」の基準をクリアすることも要求されますが、本学が今回創設した独自の奨学金では学業成績は問いません。（※1）

家計基準は、世帯の人数や世帯構成、構成員の収入の有無・種類（給与、パート収入など）に応じて決まります。例えば、親子4人世帯（親の1人は無収入）の場合、サラリーマン世帯は年収461万円以下、給与所得以外が収入源の世帯は年間所得額が306万円以下の世帯が対象となります。

■ 6月末まで受け付け！

受付期間は20日から6月末までです。申請者は必要書類を用意して本学日野キャンパスの学生総合支援センターに郵送。その上でWebから登録申請を行ってもらいます。（※2）

【補足】

（※1）高等教育の修学支援新制度の「家計」「学業成績」選考基準

（独）日本学生支援機構の給付奨学金は、文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」の支援の一つで、「家計」「学業成績」の2つの選考基準をクリアした学生が支給対象です。このうち、家計

学校法人 実践女子学園

基準は世帯の給与年収・給与以外の年間所得や資産などに応じて決まり、「住民税非課税世帯・準じる世帯」が支給対象です。また学業成績基準では 1 年生は高校時代の平均評定など、在學生は習得単位数や平均成績など、一定水準以上の好成績が求められます。

(参照)「高等教育の修学支援新制度」(文部科学省の HP から)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

(※2)「緊急時対応修学支援金(給付型)」の創設について(本学 HP から)

<https://www.jissen.ac.jp/life/topics/qv8vbu00000apms1.html>

■プレスリリースや本件の取材に関するお問合せ

学校法人 実践女子学園 〒191-8510 東京都日野市大坂上 4-1-1

・経営企画部広報課 E-mail: koho-ml@jissen.ac.jp